

小川町第6次総合振興計画(案)に係る
パブリックコメント
(結果)

令和7年11月 小川町

1. 概要

(1) 実施期間 令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)

(2) 意見提出者数 6人(町内:4人、町外:2人)

(3) 意見数 21件

2. 小川町第6次総合振興計画(案)についてのご意見等と町の考え方

小川町第6次総合振興計画(案)について、パブリックコメントを実施したところ、沢山の貴重なご意見、ご要望をいただきました。これらのご意見等とご意見等に対する町の考え方は1ページ以降をご覧ください。

なお、総合振興計画は、地域づくりの最も上位に位置付けられる行政計画で、基本構想、基本計画、実施計画により構成され、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すものです。

今回策定する計画は、町の施策を体系的に示したもので、施策や事業の推進のための行政運営の在り方などを示したものです。そのため、個別具体的な内容については、個別計画や施策への取組において参考とさせていただきますので、ご了承ください。

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
第1編 計画の背景				
1	P.14 第3章第4節 SDGsの推進・持続可能な社会の構築	SDGs ウェディングケーキモデルの掲載	14 ページに SDGs ウェディングケーキモデルを載せて、解説も入れてください。17 個の目標をただ並べるのではなく、三つの階層と一つの軸で分類することにより、目標間の関係について町民の理解を促すことができます。	「ウェディングケーキモデル」は、スウェーデンのストックホルム・レジリエンス・センターが提唱したもので、国連開発計画(UNDP)などの資料でも紹介されています。ご指摘は、目標間の関係をわかりやすく示す考え方の一つですが、本計画では国連の公式資料が示す17 の目標の体系に基づき構成することいたしました。
第2編 基本構想				
2	P.18 第1章 計画の基本理念	小川町の自然環境の特徴	計画では「緑豊かな自然環境は、本町の貴重な財産」とありますが、小川町の自然の特徴や生息する生物についての具体的な記述がなく、内容が漠然としています。町の自然の豊かさを示すためにも、生物調査を行い、具体的に記載する必要があります。	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。
3	P.22 第2章第4節2(10)観光・交流ゾーン	笠山と堂平山を観光・交流ゾーンに加えることについて	第2編第2章第4節(10)観光・交流ゾーンの文章の冒頭を以下のように修正 槐川流域 <u>や官ノ倉山</u> 、金勝山… ↓ 槐川流域 <u>や笠山、堂平山、官ノ倉山</u> 、金勝山…	ご指摘の「観光・交流ゾーン」は、現状や将来展望、全体的なバランス等を考慮して、指定させていただいております。現時点では、笠山と堂平山を「観光・交流ゾーン」に含めることは想定しておりません。

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
第3編 前期基本計画				
4	P.34 第1章第3節 人権・平和	「非核平和都市宣言」のモニュメントの設置	本町は昭和62年に非核平和都市を宣言し、平和展などを通じて平和の重要性を伝えています。しかし、その象徴であるモニュメントは撤去されたままで、庁舎にも表示がありません。啓発活動の一環として、早急に再設置する必要があります。	歴史・文化の継承と協働のまちづくりの方針に基づき、非核・平和の理念を発信する取組の充実を検討します。既存公共空間の活用や住民参加の在り方、維持管理の考え方、学習との連携の方法、設置規模や場所の考え方などは、今後の課題として整理しながら検討し、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
5	P.34 第1章第3節 人権・平和	現存する戦争遺跡の保存と説明板設置	小川町には戦争遺跡が多く残り、前高谷の壕や各地の貯蔵のためらしい穴、飯田の炭坑跡などがあります。これらは80年の歳月を経て消滅の危機にあります。保存するなら今であり、現存する場所には説明板を設置すべきです。町外からも関心を持って訪れる人がいます。	戦争遺跡の情報提供の在り方について検討を進めます。現況把握や関係者との調整の進め方、説明内容の示し方や景観・安全・維持管理への配慮などは、今後の課題として整理しつつ検討し、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
6	P.50 第2章第5節 義務教育	不登校対策について(教師、学校統合、教育内容、人間関係構築について)	全国的に不登校の児童生徒が増加しています。学校の対応として、まず教師が子ども一人一人と向き合う時間と心の余裕を持つことが重要です。その上で、小さな努力や思いやりの行動を見逃さず認めることで、子どもの意欲を高めることができます。学級人数を減らし、過度な競争を避けることも必要です。道徳教育の評価化は心の自由を奪い、息苦しさを生むおそれがあります。また、1人1端末の推進により人間関係が希薄になる懸念もあります。教師と子ども、子ども同士のふれあいを重視する教育環境が求められます。	第3編第2章第5節2(5)教育相談の維持で、不登校問題への対応を進めることとしています。教育施策を進める中で、ご指摘のご意見を参考とさせていただきます。今後も教師の働き方改革を進めるとともに、児童生徒一人一人との相談機会を確保し、対話を重視した学校づくりに取り組んでまいります。また、国・県等との連携を図りながら、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
7	P.59 第3章第1節2(4) 里地里山環境の保全・活用	「(4)里地里山環境の保全・活用」の内容の修正	<p>「本町の原風景である里地里山の環境は、貴重な自然環境として積極的に保全するとともに、人と自然のふれあいの場・交流の場として活用します。」を以下のように修正する ↓（下線部）</p> <p>本町の原風景である里地里山の環境は<u>二次的な</u>自然環境として積極的に保全するとともに、<u>町内</u>の一部に残る一次的自然については現状以上の保全と維持につとめる。</p>	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。
8	P.60 第3章第2節 自然環境	基本方針の表現の修正	<p>基本方針では「生態系を含めた森林・河川などの自然環境を保全」とありますが、森林や河川は生態系の一部であり、この表現は不適切です。「森林・河川などの生態系を保全していくため」とすべきです。また、「自然環境の保全及び改善活動を推進します。」の部分は、「生物多様性の保全及びネイチャーポジティブを推進します。」と改めるべきです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。なお、後者の意見につきましては、原文にその趣旨が含まれると認識しております。 ↓</p> <p><u>生態系を構成する</u>森林・河川などの自然環境を保全していくため、学校教育の場での環境教育を充実します。また、町民と共に自然環境の保全及び改善活動を推進します。</p>
9	P.60 第3章第2節 自然環境	生物多様性地域戦略を統合策定	総合振興計画を改定するこの機会に、生物多様性地域戦略を統合策定していただきたい。	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものですので、個別の戦略・施策等は個別計画等を通じて検討してまいります。

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
10	P.60 第3章第 2節 自 然環境	小川町に生 誕する渡り 鳥3種をシ ンボルバー ドにする	小川町の生態系保全と町の活性化のため、町で生誕する絶滅危惧種の渡り鳥ミゾゴイ、サシバ、サンコウチョウをシンボルバードとすることを提案します。これらの鳥は春に東南アジアから飛来し、官ノ倉山などで繁殖します。彼らの生息地を守ることは生態系保全に直結し、町民の環境意識向上にもつながります。イラストやマスコットを通じて親しみを深め、子どもたちが環境を守る担い手となることも期待できます。渡り鳥の保全には繁殖地・中継地・越冬地すべての保護が必要であり、国際的な協力が欠かせません。奄美大島で開かれた国際サシバサミット2025では、各国で風力発電やメガソーラー建設により生息環境の破壊が報告されました。小川町でも官ノ倉山のメガソーラー計画が繁殖を脅かそうとしており、国際的な課題といえます。遠ノ平山や飯田炭鉱跡地も官ノ倉山とつながる重要な自然環境です。今後、これらの山地丘陵を開発抑制または禁止区域として指定することを検討していただきたい。	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。
11	P.61 第3章第 2節2(2) 里地里山 の保全・ 活用	里山の環境 破壊を防ぐ	計画では、環境に配慮した農林業の普及や木質バイオマスの利活用を進めるとしていますが、その前提として「里山の多様な生態系を破壊しないこと」が重要です。太陽光発電パネル設置のための森林伐採は自然災害の危険を高めます。地域住民の安全のためにも、里地里山の保全に向けた具体的な施策を示す必要があります。	関係法令や「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」に基づいて事業の適正化を図ってまいります。 また、本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
12	P.61 第3章第 2節2(3) 太陽光発 電事業の 適正化	「(3)太陽 光発電事 業の適正 化」の内 容の修正	<p>「<u>太陽光発電事業の適正実施</u>に向け、関係する法令や町条例の遵守により、地域の環境及び住民意識と調和した適正な発電事業となるよう指導します。」を以下のように修正する ↓（下線部）</p> <p><u>地域の自然環境の影響を考慮した規模と質を確保し、住民（町民）意識と調和した適正な発電事業となるようにする。</u></p>	関係法令や「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」に基づいて事業の適正化を図ってまいります。
13	P.61 第3章第 2節2(3) 太陽光発 電事業の 適正化	再エネ推進 が引き起こ す環境破壊 に歯止めを	<p>計画の基本理念で「緑豊かな自然環境は、本町の貴重な財産」との認識が示されてはいますが、その「豊かな自然環境」は、近年耕作放棄地の増加と、それを買収しての太陽光発電施設設置によって危機に瀕しています。</p> <p>基本構想第4節では「自然エネルギーの活用を進めるなど、環境先進自治体を目指した取組を推進」としていますが、これ以上農地・林地には設置させないようにするための規制が喫緊の課題です。</p>	<p>関係法令や「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」に基づいて事業の適正化を図ってまいります。</p> <p>また、本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。</p>
14	P.61 第3章第 2節2(3) 太陽光発 電事業の 適正化	本町ならで はの生物多 様性保全に 具体策を	<p>プリムローズゴルフ倶楽部跡地、遠ノ平山、飯田地区の炭鉱跡地では、太陽光発電事業者が土地権原を持ったまま年月が経過しています。これらの地域は絶滅危惧種であるサシバ、ミゾゴイの生息地であり、サシバは日本と東南アジアを結ぶ渡り鳥であり、小川町は国際的にも貴重な繁殖地とされています。プリム跡地は(公財)日本野鳥の会会長・上田恵介氏から「埼玉県内でも優秀なサシバ生息地」であり、「ここは事業を行う場所ではない」と指摘しています。</p> <p>このため町は、太陽光発電の立地抑制だけではなく、上記3カ所を禁止区域に指定すべきです。景観や生態系保全は公共の福祉に基づく正当な規制です。</p>	<p>関係法令や「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」に基づいて事業の適正化を図ってまいります。</p> <p>また、本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。</p>

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
15	P.61 第3章第2節2(3)太陽光発電事業の適正化	太陽光発電事業の適正化	太陽光発電事業の適正化するために、森林地域を太陽光発電禁止区域にすること、および太陽光発電事業を許可制にすべきです。	関係法令や「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」に基づいて事業の適正化を図ってまいります。
16	P.61 第3章第2節4(1)生態系の保全	渡り鳥の繁殖地の保全	計画には「森林や河川の保全とともに生息環境づくりを推進」としかなく、小川町の貴重な自然環境への配慮が不足しています。町には絶滅危惧種のサシバやミゾゴイが繁殖する里山があり、太陽光発電の対象地となっています。「緑豊かな自然環境は、本町の貴重な財産」とするなら、プリム跡地や飯田炭鉱跡地、遠ノ平山などを太陽光発電の「禁止区域」に指定すべきです。	関係法令や「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」に基づいて事業の適正化を図ってまいります。 また、本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。
17	P.61 第3章第2節4(1)生態系の保全	「(1)生態系の保全」の内容の修正	具体的な生物種がなければ環境保全維持のための目標とならない。特にトンボ、ホタル、水鳥との表現は不適切である。 【素案】 「森林や河川の保全とともにトンボやホタル、水鳥などが生息する環境づくりを推進します。」 ↓ 【提案】 「町内の自然環境ごとに指標生物の種を定め、その種の生息環境が継続されるように森林や河川の環境保全目標とする。 指標生物として森林であればオオムラサキ、サシバ、キビタキ、サンコウチョウなど、河川ではゲンジボタル、ギバチ、ホトケドジョウ、カワセミが、里地ならばトウキョウサンショウオ、ニホンアカガエル、ハイタカ、オオタカなどがあげられる。」	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
18	P.61 第3章第2節4(1)生態系の保全	小川町を特徴づける生物を指標に	「森林や河川の保全とともにトンボやホタル、水鳥などが生息する環境づくりを推進します。」とあるが、トンボやホタル、水鳥などではなく、小川町を特徴づける生物を指標にすべきです。	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。
19	P.61 第3章第2節4(1)生態系の保全	生態系保全に向けた予算措置を	「生態系の保全」では「トンボやホタル、水鳥の生息環境づくり推進」との一文のみですが、生態系は谷津や田畠、小川、自然林の連なりで成り立つものであり、3種の生物指標だけでは不十分です。本町ではこれらの環境がサシバやミゾゴイの生息地とも重なっており、具体的な保全方針の明示が求められます。土地利用の方針で示されている町有地化は、自然環境を守り、事業者による転売や分割を防ぐ有効な手段です。他自治体でも北海道鶴居村が景観保全のため民有地を買収し、富士市もゴルフ場跡地を取得するなど、環境保全を目的とした土地取得の例があります。	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。
20	P.61 第3章第2節4(1)生態系の保全	生態系保全に資するガイドライン策定を	富山県では、市町村と連携して自然環境保全地域や自然公園の集団施設地区などの土地公有化を進めています。これは、地形・地質、植物、動物、景観の各項目で保全評価を行う「指針」に基づくものです。「動物」については、多様な動物が生息する地域を分断せず、生態的バランスを保ちながら自然とのふれあいの場として活用することを定めています。この考え方は生態系保全において重要な示唆を含んでおり、本計画においても同様の保全ガイドラインを設け取り組んでほしい。	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。

No.	箇所	内容	ご意見等(概要)	町の考え方
21	P.61 第3章第2 節4(1)生 態系の保 全	生態系保 全のための 調査と計画 策定	計画では「トンボやホタル、水鳥などが生息する環境づくりを推進」とありますが、生態系の保全は森林や河川、農地と底に生息する動植物を対象とすべきです。小川町には埼玉県の絶滅危惧種が生息しており、太陽光発電による森林伐採は貴重な自然を失う危険があります。本気で生態系を保全するなら、町が予算を確保し、専門家と共に調査・計画を行う必要があります。計画案では小川町の自然は守れないと思います。	本計画(総合振興計画)は、今後のまちの方向性や将来ビジョンを理念的かつ包括的に記載するものであり、ご指摘の内容は、個別計画(小川町環境基本計画)、また、施策への取組において参考とさせていただきます。